

大垣警察市民監視違憲訴訟・資料集



一審勝訴、でも控訴しました

2022年2月21日、岐阜地裁は、大垣警察署員の情報提供行為を厳しく断罪し、被告に対し、原告1人当たり55万円の賠償を命じました。

しかし、公安警察による情報収集については、違法性を認めず容認してしまっています。また個人情報抹消請求に関しては、門前払い—却下—としました。

行政組織である以上、警察も憲法的秩序の下になければなりません。警察は「公共の安全と秩序」を守るとしていますが、市民の生命・財産の安全を含む人権こそが、守るべき「公共」のはずです。市民の権利行使を敵視し、恣意的に行われている公安警察の情報収集に歯止めをかけようとしないう一審判決は、到底承服できません。

原告は名古屋高裁に控訴しました(被告岐阜県も控訴しています)。

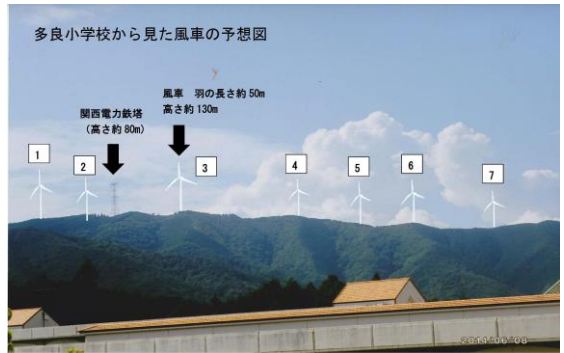
大垣警察市民監視事件が明るみが出てから、「共謀罪」「デジタル改革関連法」「土地規制法」などの悪法の強行成立が相次いでいます。「もの言う」自由を守る会としては、そうした動きへの反撃としての役割を担うという自覚をもって、この訴訟に取り組んできました。多くの皆さんと繋がって、市民の権利と自由—「もの言う」自由—を守り抜く闘いとして、勝利していきたくと願っています。

☆ 上の写真は、一審判決の日(2022. 2. 21)の岐阜地裁前及び控訴審第1回口頭弁論の日(2022. 8. 31)の名古屋高裁前での原告の写真です。

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

発端 中電子会社が風力発電事業を計画する地元での勉強会

2005年頃から、岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、シーテック社(中部電力子会社)によって巨大な風力発電施設計画が進められていました。当初計画では、高さ130m、羽根の長さ50m(直径100m)の風車を16基つくる予定でした。地元住民はこの計画に基づく立入調査の打診があった時、自然豊かな故郷の環境は?道路拡張による土砂崩れの危険は?全国で問題になっている低周波による健康被害は?などの不安を感じ、地元で勉強会が行われました。



※シーテック社は、現在、この風力発電事業に関わる活動の一切を中断しています。

発覚! 2014年7月24日朝日新聞スクープ



大垣警察署が、勉強会を開いた地元住民2名と脱原発活動や平和運動をしていた大垣市民2人の「氏名」「学歴」「職歴」「病歴」などの個人情報、地域の様々な運動の中心的役割を担っている法律事務所に関する情報を事業者提供していたことが発覚しました。

2015年、証拠保全手続により、シーテック社が作成していた意見交換記録「議事録」を入手しました。そこには公安警察が住民運動・市民運動を敵視していること、事業者を煽ることで事業者自身が情報収集を行い、それを警察に提供する協力者に仕立てられていくありさまが赤裸々に記載されています。(「議事録」参照)

警察に提供する協力者に仕立てられていくありさまが赤裸々に記載されています。(「議事録」参照)

警察の態度

事件発覚後当事者たちは、岐阜県警や岐阜県公安委員会への抗議・要求書の提出、警察法79条に基づく苦情申出、刑事告発などを行いました。当初沈黙していた岐阜県警・県公安委員会は、2014年11月になって突然「通常の警察業務の一環だ」と回答してきました。さらに翌2015年の参議院内閣委員会で、警察庁警備局長(公安警察のトップ)は、一般論としながらも「各種事業…風力発電事業…とか道路工事業業とか…等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から…必要に応じて関係事業者と意見交換を行って(いることは)…通常行っている警察の業務の一環だ」と答弁しました。住民・市民の個人情報を収集し、事業者にその情報を提供することが、通常の警察業務なのだと言ったのです。

「違憲訴訟」へ 国家賠償請求と個人情報抹消請求

警察法2条2項には「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権利を濫用することがあってはならない」とあります。しかし今、警察庁を頂点とする警察全体が、これを無視し、暴走しています。

当事者4名が原告となって、2016年12月、岐阜県を被告に国家賠償請求訴訟を提起しました。

また個人情報保有されている限り再発があり得るので、2018年1月に「岐阜県警と警察庁が保有する個人情報を抹消せよ」と新たに請求を追加し、被告に「国」を加えました。

警察による情報収集及び情報提供は、普通の刑事事件の犯罪捜査とは全く関係なく、国家警察（公安警察）が法的根拠もなく、目をつけた特定の人たちを監視し、情報を集積したうえ、警察の人物評価を加えて、ゆがめて企業に提供したものです。証拠保全で入手できた情報（「議事録」）は原告4名に関わる個人情報という面からだけみても氷山の一角にすぎません。「目をつけられた」多くの市民の個人情報が大量に収集・保有されているに違いありません。公安警察の組織上、その情報は警察庁警備局に集積されているはずで、公安警察が、法的根拠も不明なまま市民の情報を収集・保有している状態を放置して良いはずがありません。

一審判決は「情報提供行為」を厳しく断罪

岐阜地方裁判所の一審判決は「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する」「このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為法上、法的保護に値する」「情報提供で提供されたこれらの情報は…、原告ら個人に関するプライバシー情報であると認められる」「思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること（憲法19条）を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いものと解するのが相当である」とし、憲法13条、19条に触れて、市民運動への関わりなどの情報は（本人が外部発信している情報であっても）プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いと判示しました。

また「原告らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性は…抽象的にも生じていたとはいえない」「要保護性の高い原告らの情報を、自ら第三者であるシーテック社に対して情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない」と、大垣警察の情報提供行為を厳しく断罪しました。

. 法的根拠なき情報収集・保有こそ大問題

しかし岐阜地裁は、公安警察の情報収集は容認してしまいました。「警察の責務に照らし、本件情報収集等の必要性がなかったと認めることはできない」「抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」と述べ、「法律上、明文の根拠規定がないことをもって、直ちに国家賠償法上違法であるということとはできない」としてしまったのです。そして個人情報抹消請求のほうは、ほとんど理由を示さずに却下しました。承服できません。

被告岐阜県は、一審段階では事実認否を一切拒否し、「適法だ」との主張の根拠も示しませんでした。情報提供行為を違法とされた一審判決を経て、控訴審では「大衆運動の情報収集をする必要がある」「第三者への情報提供もその情報収集の一部だ」と主張してきました。市民的権利としての大衆運動（市民運動・住民運動）敵視を剥き出しにし、さらに情報収集のためには警察の判断次第で情報提供も行う、というのです。これは憲法そのものを否定する暴論ではないでしょうか。

「もの言う」自由を手放さない

どこで、どんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない。何の法的な根拠もなく、公安警察の恣意的判断で行われている。これでは、私たち市民は安心して「もの言う」ことができません。日々の暮らしの平穏が侵害されるとき、それに異議を唱える「もの言う」自由は、憲法が市民に保障する重要な権利であり、民主主義の根幹です。

私たちは、この裁判を、憲法を生きたものとするための運動として闘います。公安警察のありようそのものに立ち向かうこの裁判は、全国の皆さんとともに全力で取り組まなければ勝利はありません。どうぞお力をお貸し下さい。

第 1 回議事録 2013 年 8 月 7 日	・・・	・・・	・・・	・・・	確 認
	(印)	(印)	(印)	(印)	□ (…) □ (…) □ (…) □ (…)
実施年月日・時	H25.8.7 13:30~14:30			実施場所；大垣警察署別館 3 階	
会議名	大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について				
出席者	【相手先】大垣警察署 S 警部 M 巡查長 2 名 【当 社】K・G 長 T (記)				

1. 概要(主旨)

中電大垣営業所経由で中電岐阜支店広報 I 課長より、大垣警察署警備課が「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」旨の連絡が当 G に入ったので訪問した。

2. 打合せ内容 (○：当社 ▲：大垣警察)

- ①▲：岐阜新聞 7 月 31 日(水)版に「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」ことが掲載されたことを知っているか。
- ：7 月 28 日に勉強会が行われるという情報は事前に入手していたが、新聞に掲載されたことは承知していなかった。なお、新聞によると 11 名が参加と書いているが、実際は 9 人だったことは参加者から情報を頂いて把握している。
- ②▲：同勉強会の主催者である A 氏や B 氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。
- ：今回風力発電を計画している関ヶ原町及び上石津町両地域内のうち、上石津地区の上鍛冶屋自治会関係者で有ることも把握しており、以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動されたことも承知している。地元の有力者から、あいつらは何でも反対する共産党と呼ばれていると聞いている。
- ③○：当社が計画している「南伊吹ウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)【概要版】にて工事概要・工期等を説明
- ▲：環境アセスは、どこまで進んだのか
- ：平成 23 年 5 月から調査を実施してきており、今年度準備書を提出したいと考えているが、地権者との交渉をこれから開始する段階であり、具体的には準備書の提出はいつになるのか何とも言えない。
- ④▲：上記、B・A 氏は②で述べたとおりであるが、同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しており、岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている。
- また、大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『C 氏』という人物がいるが、御存じか。本人は 60 歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる。このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。
- 大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする。
- ：当社としても、今後、地元交渉を精力的に開始する予定であることから、色々な情報交換をお願いしたい。
- ▲：了解した。

3. その他

大垣警察署への対応終了後、中電大垣営業所 K 所長及び M 総務課長を訪問し、警察への対応を完了したことを報告した。

以上

第2回議事録 2014年3月4日	・・・	・・・	・・・	・・・	確 認
	(印)	(印)	(印)	(印)	□ (…) □ (…) □ (…) □ (…)
実施年月日・時	H26.3.4 15:00~15:45			実施場所；大垣警察署別館3階	
会議名	南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について				
出席者	【相手先】大垣警察署 S警部 M巡查長 2名 【当社】K・G長 T(記)				

1. 概要(主旨)

関ヶ原町、上石津町の各地区で説明会を行い、友好的な関係を地区の方々と築いてきた。関ヶ原町では、測量に伴う土地立入交渉がすべて終わり、順次測量を進めている。

そうした中、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の年度末総会において、測量に伴う土地立入禁止の決議がされた。南伊吹風力発電事業用地交渉の進み具合報告と、地区からの反対運動を発生させないための相談方々、大垣警察署警備課を訪問した。

2. 打合せ内容 (○：当社 ▲：大垣警察)

① 近況報告

○：住民説明会等も順調に進み、関ヶ原町10地区すべて、上石津町9地区のうち8地区まで測量に伴う土地立入の了解が取れた。しかし、2月2日(日)大垣市上石津町上鍛冶屋地区の年度末総会において、測量に伴う土地立入の可否について検討議題に挙げられ、立入禁止が決議された。

同総会において、反対運動者のA氏が平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたこともショッキングであり、今後同地区への対話入口が閉ざされた感がある。

上鍛冶屋地区年度末総会を踏まえ、ちょうど1週間前の1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後6時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催された。今回は、山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされている。
―― 資料-1 参照

② 警察からの情報

▲：B住職が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった。また、Aと交代で友の会役員を行っているようである。

風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある。

○：情報有難うございます。B住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じている。

③ 今後の進め方について

▲：上石津町役場と相談しながら、具体的な進め方を相談されたらいかがでしょうか。

○：法アセスの準備書は上鍛冶屋地区を除き順次進める。交渉可能地区や役場等から話を進め、周囲を固めることにより上鍛冶屋地区を孤立化させる。周りの地区から、「なぜ賛成できないか」の声が上がるよう仕向きたい。

今後も地元交渉を精力的に継続する予定である。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。

▲：了解した。

以上

文中、一審原告4名の氏名は複数回出てきますが、不一致や誤字があるので、符号で統一しました。A=三輪唯夫、B=松島勢至、C=近藤ゆり子、D=船田伸子 です。

第3回議事録 2014年5月26日	・・・	・・・	・・・	・・・	確 認
	(印)	(印)	(印)	(印)	□ (…) □ (…) □ (…) □ (…)
実施年月日・時	H26.5.26 16:00~17:00			実施場所；大垣警察署別館3階	
会議名	南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について				
出席者	【相手先】大垣警察署 Y警部（警備課長）、M巡查長 2名 【当社】 T（記）				

1. 概要(主旨)

5月20日上石津上鍛冶屋地区から風力発電中止の嘆願書が大垣市長あてに出された旨の新聞報道がなされた。元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり、今回のような行動を危惧し大垣警察署警備課との話し合いの場を設けている。また、前警備課長の退職に伴い新警備課長が着任しているので挨拶も兼ね訪問した。

2. 打合せ内容 (○：当社 ▲：大垣警察)

① 近況報告

- ：5月11日付けで、(株)シーテック本店および中部電力(株)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届きました。その中身は、
 - ① 地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任のある会社とは認められない。
 - ② 2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。その内賛成11は測量にとまなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない
 - ③ 上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。
 - ④ 当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊するとなっていた。(口頭報告) ———資料-1 参照
- ：5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされた。(5/21朝日・毎日・岐阜新聞3紙。5/22中日新聞1紙) またその新聞記事の中に、5月21日岐阜県知事あてに「嘆願書」を郵送するとも書かれていた。(新聞記事のコピーを渡す) ———資料-2 参照

▲：新聞記事は読んでおり、承知していた。

② 警察からの情報

- ▲：今回の行動は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある。共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。
- ▲：Aは、岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるDと強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在Dは気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。
- ▲：今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい。

③ 今後の進め方について

- ：上鍛冶屋一村総持の土地を通過して、道路を造ることはかなり困難となった。しかし、当社は風力発電事業を断念するつもりはない。現行の計画で理解いただけるよう今後も押し進めてゆくつもりである。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。
- ▲：了解した。

以上

第4回議事録 2014年6月30日	・・・	・・・	・・・	・・・	確認
	○印	○印	○印	○印	□(・・・) □(・・・) □(・・・) □(・・・)
実施年月日・時	H26.6.30 13:30~14:30			実施場所；大垣警察署別館3階	
会議名	上鍛冶屋と近藤ゆり子の新たな動きについて				
出席者	【相手先】大垣警察署 M 巡查長 【当社】T (記)				

1. 概要(主旨)

6月24日、大垣警察署警備課M巡查長から昨年(H25)8月に情報を頂いた「C」が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話を頂いた。また、上鍛冶屋のAが自地区でない一之瀬で、「風力発電の勉強会」を開催したので報告すると共に、Cの動向を聞くため訪問した。

2. 打合せ内容 (○:当社 ▲:大垣警察)

① 近況報告

- : 6月20日(金)大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階(いちのせグリーンプラザ)において、Aが主宰する「風力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた。
 - ・勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。(どこの新聞に挟まれたかは不明である) ——— 資料-1 参照
 - ・6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない。
 - ・一之瀬支所の支所長(FN氏)は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込がAであったが「勉強会」の名目の為、使用を承諾されたとのことであった。
- : 6月26日(木)中部電力株主総会に「大垣市のC」が出席し、質問をしている。
 - ・中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安に感じる。地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているか、CSRの観点から取締役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテックが進めている風力発電事業は地元を無視しているとの意見も述べた。
 - ・①に対して副社長から「中部電力としてCSRについてどう考えているか」という趣旨で一般的な回答が行われた。事業に対し中部電力グループの親会社としてしっかり指導してゆきたいとの回答がなされた。

② 警察からの情報

▲: Cの動きについて

- ・弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日(憲法の日)に主宰する「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである。西濃憲法集会では、原子力反対と戦争反対を唱えている。———資料-2 参照
- ・Cは、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。また、その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっている。そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないかと。———資料-3 参照
- ・反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。

③ 今後の進め方について

- : 新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡をする。また、大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。
- ▲: 了解した。

以上

公安警察に
法の網を

法的根拠のない
情報収集は許さない

「もの言う」
自由は
基本的人権

大垣警察市民監視違憲訴訟・資料集（2022.11 発行）

- ・大垣警察市民監視事件－発端、経緯、裁判の現状－
- ・シーテック社作成 大垣警察署との意見交換「議事録」

発行：大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

連絡先：弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25

Tel:0584-81-5105 Fax:0584-74-8613



<会員募集中・カンパ歓迎>

年会費：個人＝1000円 団体＝3000円

会費・カンパ振込先：<<ゆうちょ銀行振替口座>>

記号番号＝ 00800-0-216504

加入者名＝「もの言う」自由を守る会